

県内各高齢者施設・事業所管理者 様  
(政令市・中核市除く)

兵庫県健康福祉部少子高齢局高齢政策課長

高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症  
病原体検査の実施について

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。また、日頃より、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止に御尽力いただきまして感謝申し上げます。

標記の検査については、「高齢者施設等の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について」(令和4年2月10日付け高第1226号の5高齢政策課長通知)のとおり検査の積極的な受検をお願いしているところです。

今般、検査の取扱いについて下記のとおり変更しますので、積極的な受検をお願いするとともに、引き続き、感染拡大防止に努めていただきますようお願い申し上げます。

なお、今回の取扱いの変更に伴い当初通知も改正しておりますので併せてご確認ください。

記

第1 変更箇所

区分	変更前	変更後
施設・事業所の 検査 <u>申込回数</u>	施設・事業所単位で最短2週間に 1回	原則、施設・事業所単位で最短2週間に1回。 <u>ただし、施設・事業所内で2グループに分けて実施する場合、1グループごとに最短2週間に1回実施可能。</u>

※ 職員の検査回数については変更無し

第2 備考

- (1) 3月以降の検査については、現状、シフト等の関係で検査を利用できなかった従事者も利用できるよう、柔軟な対応を検討いただきますようお願いいたします。
- (2) 既に3月の検査日の予約をされている施設・事業所については、追加で検査日の予約が可能です。